

## 住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務料金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める株式会社グッド・アイズ建築検査機構住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、株式会社グッド・アイズ建築検査機構(以下「GE」という。)が実施する法第76条の4及び第76条の5の規程に基づき定められた特定住宅に必要なとされる性能の向上に関する住宅事業建築主基準(平成21年 経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「住宅事業建築主基準」という。)に係る適合性に関する評価業務(以下「評価業務」という。)に係る手数料について、必要な事項を定める。

(住宅事業建築主基準への適合性に関する評価業務手数料)

第2条 業務規程第12条に規定する評価業務に係る手数料の額は、次表に掲げるとおりとする。

( )内は消費税込金額

評価種別	金額
断熱性能基準の審査が省略できるもの( )	14,000円
	14,700円
上記以外のもの	38,000円
	39,900円

下記の書類等により申請された断熱性能の評価が可能な場合

- ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関より発行された申請住宅に対する「設計住宅性能評価書」。
- ・申請住宅が住宅金融支援機構の優良住宅取得支援制度に定める省エネルギー基準に適合していることについて、住宅金融支援機構の適合証明機関が、設計検査で確認したことが分かる書類。

(申請手数料の増額又は減額)

第3条 GEは、評価業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、評価業務手数料を増額又は減額することができる。

(附則)

この規程は平成21年10月1日より施行する。

制定 平成21年9月28日

株式会社グッド・アイズ建築検査機構